

(別添)

「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」改正案の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1 趣旨【法第1条関係】</p> <p>1 本ガイドラインの趣旨 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第6条及び第8条の規定に基づき、また、第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月及び平成21年9月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条（第2項第3号並びに第3項第4号、第9号及び第10号を除く。）に規定する社会福祉事業を実施する事業者（以下「福祉関係事業者」という。）が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、福祉関係事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 個人情報の取得に関する義務</p> <p>1 適正な取得【法第17条関係】 福祉関係事業者は、偽りその他不正な手段により、又は十分な判断能力を有していない子供、障害者等から個人情報を取得してはな</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1 趣旨【法第1条関係】</p> <p>1 本ガイドラインの趣旨 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第6条及び第8条の規定に基づき、また、第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条（第2項第3号並びに第3項第4号、第9号及び第10号を除く。）に規定する社会福祉事業を実施する事業者（以下「福祉関係事業者」という。）が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、福祉関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 個人情報の取得に関する義務</p> <p>1 適正な取得【法第17条関係】 福祉関係事業者は、偽りその他不正な手段により、又は十分な判断能力を有していない子供、障害者等から個人情報を取得してはな</p>

らない。

また、福祉関係事業者が第三者からの提供（法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第 2 条第 2 号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（第 7 の 3 の規定（法第 23 条第 2 項及び第 3 項）参照）、利用目的、開示手続及び問合せ・苦情の受付窓口を公表していること等）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

2～5（略）

第 6 個人データの管理に関する義務

1 データ内容の正確性の確保【法第 19 条関係】
（略）

2 安全管理措置【法第 20 条関係】

福祉関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、福祉関係事業者において、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（削る）

らない。

2～5（略）

第 6 個人データの管理に関する義務

1 データ内容の正確性の確保【法第 19 条関係】
（略）

2 安全管理措置【法第 20 条関係】

福祉関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、福祉関係事業者において、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

例えば、入退館（室）管理の実施や機器・装置等の固定等の物理的安全管理措置、個人データを取り扱う情報システムについて個人情報データに対するアクセス管理（IDやパスワード等による認証、

特に、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として、例えば次に掲げる措置を講ずることが望ましい。

- ① 責任の所在の明確化のための措置
- ② 新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備
- ③ 漏えい等に早期に対処するための体制の整備
- ④ 不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定
- ⑤ 入館（室）者による不正な行為を防ぐための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施
- ⑥ 盗難等の防止のための措置
- ⑦ 情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置
- ⑧ 不要なデータの廃棄の徹底等、個人データの適切な管理

また、福祉関係事業者は、安全管理措置に関する取組を一層推進するため、安全管理措置が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証するほか、必要に応じて福祉サービスの第三者評価など外部機関による検証を受け、改善を図ることが望ましい。

3 従業員の監督【法第 21 条関係】

(略)

その際、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人

各職員の業務内容に応じて業務上必要な範囲にのみアクセスできるようなシステム、個人情報データにアクセスする必要がない職員がアクセスできないようなシステムの採用等) や、個人情報データに対するアクセス記録の保存等の技術的安全管理措置、保存する個人データと廃棄又は消去する個人データを区別し、不要となった個人データを、焼却や溶解など復元不可能な状態にして廃棄する等の措置を講ずるものとする。また、福祉関係事業者は、安全管理措置に関する取組を一層推進するため、安全管理措置が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証するほか、必要に応じて福祉サービスの第三者評価など外部機関による検証を受け、改善を図ることが望ましい。

3 従業員の監督【法第 21 条関係】

(略)

その際、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人

が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育並びに研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずる必要がある。特に、関係各法において守秘義務が設けられている場合には、その順守を徹底する必要がある。

(関係各法において守秘義務が設けられている例)

(略)

(削る)

(略)

- ・ 指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第 213 条）
- ・ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第 213 条の 12）

(略)

- ・ 地域子育て支援拠点事業に従事する者（児童福祉法第34条の11第2項）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 4 条第 3 項）
- ・ 生活困窮者就労準備支援事業等の事務の全部又は一部の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者（生活困窮者自立支援法第 6 条第 2 項）

(略)

なお、「従業者」とは、契約社員、嘱託社員、アルバイト、パートのみならず、理事、派遣労働者、ボランティア、実習生その他の当該

が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育並びに研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。特に、関係各法において守秘義務が設けられている場合には、その順守を徹底する必要がある。

(関係各法において守秘義務が設けられている例)

(略)

- ・ 指定共同生活介護事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第 154 条）

(略)

- ・ 指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者（指定障害福祉サービス等基準第 213 条）

(略)

- ・ 地域子育て支援拠点事業に従事する者（児童福祉法第34条の11第2項）

(略)

なお、「従業者」とは、契約社員、嘱託社員、アルバイト、パートのみならず、理事、派遣労働者、ボランティア、実習生その他の当該

事業者の指揮命令を受けて業務に従事する全ての者を含むものである。

4 委託先の監督【法第 22 条関係】

福祉関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（削る）

福祉関係事業者は、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、委託先の体制及び規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することが望ましい。

福祉関係事業者は、委託契約等において次に掲げる事項について定めることが望ましい。

- ① 委託先の個人データの取扱いに関する事項
- ② 委託先の秘密の保持に関する事項
- ③ 委託された個人データの再委託に関する事項
- ④ 契約終了時の個人データの返却等に関する事項
- ⑤ 契約内容が遵守されなかった場合の措置に関する事項

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

事業者の指揮命令を受けて業務に従事する全ての者を含むものである。

4 委託先の監督【法第 22 条関係】

福祉関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

また、当該業務が再委託された場合で、再委託を受けた者が不適切な取扱いを行ったことにより問題が生じた場合は、福祉関係事業者や委託先が責めを負うこともあり得るので、再委託を行うに当たっては、福祉関係事業者への文書による通知を求めるなど、必要な措置を講じる必要がある。

委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求め及び直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと及び再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

福祉関係事業者は、法、施行令、基本方針及びこのガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

なお、個人データの管理委託を伴わない場合であっても、就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所における施設外就労などにより、当該福祉関係事業者以外の者に個人データの全部又は一部が取り扱われることとなる場合には、同様の措置を講ずることが望ましい。

第7 個人データの第三者提供に関する事務

1 第三者提供の制限に関する原則【法第23条第1項関係】 (略)

2 第三者提供の制限に関する例外【法第23条第1項関係】

次の各号のいずれかに該当する場合には、1の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

- ① 法令に基づく場合
(例)

(略)

なお、個人データの管理委託を伴わない場合であっても、就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所における施設外就労などにより、当該福祉関係事業者以外の者に個人データの全部又は一部が取り扱われることとなる場合には、同様の措置を講ずることが望ましい。

第7 個人データの第三者提供に関する事務

1 第三者提供の制限に関する原則【法第23条第1項関係】 (略)

2 第三者提供の制限に関する例外【法第23条第1項関係】

次の各号のいずれかに該当する場合には、1の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

- ① 法令に基づく場合
(例)

(略)

・ 都道府県知事が行う報告命令、都道府県職員が行う立入検査等への対応（社会福祉法第70条、生活保護法第44条第1項、身体障害者福祉法第39条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第81条第1項、第85条第1項、児童福祉法第24条の15第1項、第34条の5、第34条の14、第46条第1項及び発達障害者支援法第16条第1項）

（略）

②～④ （略）

3・4 （略）

第8～12 （略）

・ 都道府県知事が行う報告命令、都道府県職員が行う立入検査等への対応（社会福祉法第70条、生活保護法第44条第1項、身体障害者福祉法第39条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第81条第1項、第85条第1項、児童福祉法第24条の15第1項、第34条の5、第34条の14、第46条第1項及び発達障害者支援法第16条第1項）

（略）

②～④ （略）

3・4 （略）

第8～第12 （略）

